

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	養殖施設損傷
発生日時	令和2年10月31日 16時48分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港塩釜区 陸前大浜港南防波堤立標から真方位257° 1.3海里付近 (概位 北緯38° 19.2′ 東経141° 08.3′)
事故の概要	プレジャーボート龍天丸は、東進中、養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和2年11月10日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 龍天丸、2.52トン
船舶番号、船舶所有者等	280-7612宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 のり網の固定ロープを切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波向 南、波高 約0.5m 日没時刻：16時37分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、約1～2ノットの対地速力で手動操舵により東進中、船首部で見張りをしていた同乗者から、船首方にオレンジ色のブイを視認した旨の報告を受けたものの、航行できると思い、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、のり養殖施設に進入し、機関が停止して航行不能となった。 本船は、船長が本事故の発生を海上保安庁に通報した後、海上保安庁の要請により来援した地元の漁船に救助され、えい航された。 船長は、本事故発生付近海域を航行するのが初めてであり、本事故当時、日没時刻が迫り、暗くなってきたので、急いで帰港しようと思い、気が動転し、GPSプロッターを活用して養殖施設の敷設状況を確認していなかった。
分析	本船は、船長がのり養殖施設の場所を知らずに船首方にブイを視認したものの、ブイの間を航行できると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、同施設に進入し、同施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、のり養殖施設の場所を知らずに船首方にブイを視認したものの、ブイの間を航行できると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、本船が同施設に進入し、同施設が損傷したものと

	考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、初めて航行する海域の水路調査を事前に行い、養殖施設等の漁業区画の情報を収集すること。